

中国におけるハーグ協定加入後の運用について

北京銀龍知識産権代理有限公司

金成哲
機械意匠部部长 弁理士



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しをうけて設立された代理機構である。筆者の金部長は、2008年～2011年、日本の特許事務所に入社し、日本国内出願、中間処理等の作業を経験した。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社し、現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟を担当している。

【概要】

2022年2月5日、中国は「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（以下「ハーグ協定」という。）に加入を申請し、2022年4月22日、中国国家知識産権局（CNIPA）が「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」（以下「暫定弁法」という。）を発布した。

2022年5月5日、ハーグ協定が中国で正式に発効し、中国が国際的な知財管理に深く参与するための新たな一步を踏み出したことを示している。

【詳細及び留意点】

1. 「暫定弁法」の特別項目に関する解釈

「暫定弁法」は、全9条からなり、出願手続に関する主な規定である第2～4条について、条文の内容および解釈について説明する。

（1）第2条

中国を指定国とする工業品意匠の国際登録出願（以下「国際意匠出願」という。）については、国家知識産権局は、専利法第19条第3項、改正後の専利法実施細則および審査指南に従って処理する。

〔規定の解釈〕

本条の規定によると、国際意匠出願は、専利法実施細則および審査指南の改正が終わり次第、審査が開始されることになる。

(2) 第3条第1項

出願人は、優先権を主張する場合において、国際意匠出願をする際に先の出願に係る出願書類の謄本を提出しなかったときは、その出願の国際公表の日から 3 か月以内に国家知識産権局に先の出願に係る出願書類の謄本を提出しなければならない。

〔規定の解釈〕

まず、本条でいう謄本には、WIPO のデジタルアクセスサービス (DAS) のアクセスコードも含まれている。さらに、本条の規定によると、先願の謄本を国家知識産権局に提出することが要求されている。ただし、通常の PCT 出願の常識と異なり、この段階で現地代理人に委任することは必須ではない。すなわち、謄本は何らかのルート (郵便や窓口) で国家知識産権局に提出すればよい。本条の第2項 (先後の出願で出願人が異なる場合) も同じである。

(3) 第3条第3項

出願人は、優先権を主張する場合、その出願の国際公表の日から 3 か月以内に国家知識産権局に対し優先権主張料を納付しなければならず、その国際公表日が改正後の専利法実施細則の施行日の前 (当日を含む) であるときは、改正後の専利法実施細則の施行日から 3 か月以内に優先権主張料を納付しなければならない。

〔規定の解釈〕

本条の規定によると、優先権費用は国家知識産権局に納付することが要求されている。ただし、この段階で現地代理人に委任することは必須ではない。すなわち、インターネット、銀行、郵便局、国家知識産権局の窓口等のいずれかのルートで納付すればよい。

(4) 第4条

国際意匠出願の出願人は、その出願の国際公表の日から 2 か月以内に国家知識産権局に対し分割出願をすることができ、国家知識産権局は、専利法および同法実施細則、審査指南の関係規定に従って処理する。

〔規定の解釈〕

本条の規定は、1 件の国際出願にまとめられる意匠と 1 件の中国出願にまとめられる意匠の規定や数量が異なるため、後述の「2. ハーグ協定と中国意匠制度との比較」にて詳しく説明する。

2. ハーグ協定と中国意匠制度との比較

第 1 に、ハーグ協定において、1 つの意匠出願に含まれる意匠は、最大 100 個までであり、ロカルノ分類の同じ商品分類に含まれるものであればよい（共通規則第 7 規則(3)(v)、(7)）。すなわち、それら意匠は互いに類似している必要もなく、セットになる必要もない。

中国の意匠専利制度では、1 つの意匠出願に複数の意匠が含まれることが可能である。一方、中国が『ハーグ協定』に加盟した際の宣言において、1999 年版『ハーグ協定』第 13 条 1 項により、中国では意匠の単一性要件を満たすことが要求されている。すなわち、類似意匠の場合には最大 10 件であり（専利法実施細則第 35 条）、セット製品の場合には特に数に制限はないがセットに使えるものに限定されている。

第 2 に、ハーグ協定における国際登録の特殊性により、中国国内における権利化手続を経ることなく、意匠について専利権を取得することができる。

なお、ハーグ協定では、締約国の意匠権に基づく 6 か月間の優先権を認めている（ハーグ協定第 6 条（2））。これに従うように、2021 年 6 月から実行した中国専利法では、意匠の国内優先制度が盛り込まれている（専利法第 29 条）。すなわち、日本の関連意匠と似ており、6 か月以内に国内優先権を主張することで類似意匠を追加することができる。

第 3 に、ハーグ協定では、権利維持費用の徴収に年金制を用いず、商標と同様の更新方式を採用し、5 年ごとの更新サイクルで権利を更新する（国によっては、最大 25 年の保護を認めているところもある）（ハーグ協定第 17 条（1）、（2））。

さらに、ハーグ協定に規定された最低保護期間 15 年（ハーグ協定第 17 条（3）（a）、（b））に対応するため、2021 年 6 月から施行された中国専利法では、意匠の存続期間が 10 年から 15 年に変更されている（専利法第 42 条）。

3. ハーグ協定に基づく中国意匠に関する新しい考え方

中国および外国の企業、個人およびその他の意匠関係者にとって、ハーグ協定による中国での意匠出願およびその権利保護は、以下のようなメリットがある。

第1に、出願手続上の利点がある。ハーグ制度の特徴は、「一括登録、一括権利、一種類言語、一種類通貨、一括更新、一括変更」にある。従って、ハーグ協定に基づく1件の国際意匠出願により、最大94か国（77メンバー国・機関）で保護を受けることができ、ロカルノ分類が同じ製品分類に属するものであれば最大100種類の意匠を記載することができる。

なお、ハーグ協定の該当メリットを生かして10件以上の意匠をまとめて国際意匠出願を提出した後、中国を指定した場合には、類似意匠の最大数（10件）の要件を満たしていないという拒絶理由を受けないように、暫定弁法の第4条に基づいて分割する必要がある。

第2に、審査手続上の利点がある。例えばPCT出願をする場合、国際段階を経て、中国への移行手続を期限までに行う必要がある。これに対し、ハーグ協定に基づく出願は、国家知識産権局がWIPOの国際公開書類を参照し、自主的にフォローアップを行う。出願書類に形式的な問題がなく拒絶理由が発行されなかった場合、出願人は国際公開から12か月以内に国家知識産権局で自動的に意匠の保護を受けることができる。

第3に、コスト上の利点がある。ハーグ協定は、国際出願→国際公開→（拒絶理由無し）→国際登録という流れであるため、中国の基準（図面作成基準や類似意匠基準など）に基づいて国際意匠出願を提出することを前提とした場合、実体審査が無いためそのまま拒絶理由無しで登録されることも可能である。この場合、上述の「一括登録、一括権利、一種類言語、一種類通貨、一括更新、一括変更」に鑑み、コストを大幅に削減することができる。

4. まとめ

結論として、ハーグ協定により、出願人の登録効率が向上し、複数国への出願時にコスト削減も実現できる。また、一つの出願に含まれる意匠の数が多いほど、中

国意匠製品に関する海外での意匠戦略や、外国意匠製品に関する中国での意匠戦略がより容易になり、意匠権に基づく権利行使が可能になる。

ハーグ協定は、独立した意匠制度として、今後、中国の現行意匠制度と並存して実施されることが予想される。これにより、中国における意匠権保護の新たな選択肢が生まれ、意匠権者は中国や、世界市場をターゲットに、より柔軟で効率的な権利配置と機会を得ることが容易になる。

【ソース】

- ・ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法の公告（第481号）

（中国語） https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_74_175158.html

（日本語） https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220505_5.pdf

- ・専利法（2020年改正）（日本語）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

- ・専利法実施細則

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf

- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/01_kaisei_kyotei.pdf

- ・ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/kisoku/document/index/02_kyotsu_kisoku.pdf

- ・ハーグ協定加盟国

<https://www.wipo.int/hague/memberprofiles/selectmember#/>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）